ｈ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｅに同じ。
ｉ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｆに同じ。
ｊ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。
ｋ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。
ｋ'　前項の算式の符号Ｆ'に同じ。

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｌ×ｍ

算式の符号

ｌ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

l1 ≦ 7,000 のとき　l1 × 0.02

7,000 ＜ l1 のとき　(l1 － 7,000) × 0.03 ＋ 140

算式の符号

l1　l2 を 0.060 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を l3 で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l2　市町村税課税状況調第20表の表側「平成29年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「平成30年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

l3　市町村税課税状況調第20表の表側「平成29年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「平成30年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

ｍ　前記l3に同じ。

Ｄ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｂに同じ。

Ｄ'　前項の算式の符号Ｂ'に同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｎ／ｏ）× 0.97874

ｎ／ｏに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｎ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 － (n2 ＋ n3) × 0.985

算式の符号

n1　前項の規定によつて算定した額

Ｄ'　前項の算式の符号Ｂ'に同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｎ／ｏ）× 0.98975

ｎ／ｏに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｎ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 － (n2 ＋ n3) × 0.984

算式の符号

n1　前項の規定によつて算定した額

n2　第18条第３項第１号の算式の符号Ｂに同じ。

n3　前項の算式の符号Ｂ'に同じ。

ｏ　改正前の省令附則第12条の３第１項の規定によつて算定した額